

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
安平弾薬支処会計科長 橋村 泰夫

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：鉄屑ほか7品目 内訳書のとおり
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊安平駐屯地
- (3) 搬出期限：代金納付後5日以内（令和4年10月7日（金）までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」のC等級以上の格付を有する者
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 契約担当官が示す「入札及び契約心得」及び別紙第2「売払条件書」を遵守する者。

3 入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊安平弾薬支処会計科

4 入札（現場）説明会は実施しない。ただし、現場確認を希望する場合は、立入り制限区域のため希望日の3日前までに安平弾薬支処補給科の（担当 遠藤）と調整のうえ、確認されたい。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊安平弾薬支処教場（2F）
- (2) 日時：令和4年9月6日（火） 10時30分～

6 落札決定方式

総額（税込み）による。総額が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により決定する。

7 保証金等に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく契約書を作成する。

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

10 その他

- (1) 入札時、資格審査結果通知書（写）を提出する。
- (2) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合、速やかに応札業者に対し再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- (3) 郵便入札の場合
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「鉄屑ほか7件入札書在中」と記載された封筒に入れて、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて9月5日（月）17時までに安平弾薬支処会計科に必着させること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 入札書に記載する金額は消費税込みの金額を記載して下さい。この金額をもって落札者を決定します。
- (6) 売払物品の引取り等
ア 売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

イ 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

エ 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(7) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊安平弾薬支処 会計科

TEL：0145-23-2231（内線 290 担当：橋村）

(8) 売払物品に関する問い合わせ先

陸上自衛隊安平弾薬支処 補給科

TEL：0145-23-2231（内線 263 担当：遠藤）

1.1 公告掲示場所

(1) 掲示場所：安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、北恵庭、島松の各駐屯地、
札幌・千歳・苫小牧・恵庭商工会議所、安平町商工会

北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(2) 掲示期間：令和4年8月17日～令和4年9月6日

内 訳 書

品 名	規 格	単 位	数 量
鉄屑	1 級	Kg	30,436.10
鉄屑	2 級	Kg	3,268.50
鉄屑	級外	Kg	3,452.20
鉄屑	火管等	Kg	16.9
真鍮屑	1 号	Kg	197.40
真鍮屑	雑 (並)	Kg	75.80
真鍮屑	火管等	Kg	1,453.40
アルミ屑	アルミニウム	Kg	1,584.80

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 7 条第 1 項又は民事再生法第 6 4 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1) 及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

売 払 条 件 書

1 適用範囲

この売払条件書は、安平弾薬支処が契約する打がら薬きょう類の売払いの条件を規定する。

2 用語の定義

打がら薬きょう類とは、日本工業規格に規定する鉄と真鍮とアルミの混合したもので、腐食したものを含むものをいう。

3 売払いに関する要求

- (1) 打がら薬きょう類の引渡しは支処庭先渡しとし、積載については契約相手方が実施する。
- (2) 契約相手方が受領した打がら薬きょう類は、紛失防止の措置を行うものとする。
- (3) 打がら薬きょう類の輸送に伴う梱包用資材は、契約相手方が準備するものとする。
- (4) 契約相手方は、再利用防止のため打がら薬きょう類の原形をとどめないように切断・破砕又は溶解(以下、「切断等」という。)の処置を行う。
- (5) 処置前の打がら薬きょう類は、工場外へ持ち出したり、他の業者等へ売却及び譲渡してはならない。

4 その他

- (1) 官側は、契約相手方が行う切断等の実施状況に随時立会うものとし、不具合がある場合は契約相手方に対して是正処置を要求する事が出来る。
- (2) 契約相手方は、第3項第4号の切断等の実施状況が確認できる写真を撮影し、官側に提出するものとする。(安平弾薬支処から搬出後1ヶ月以内に官側へ提出する。)
- (3) 契約相手方は、前号で撮影した写真及び画像データ等を第三者に開示してはならない。
- (4) 打がら薬きょう類の安平弾薬支処からの搬出期限は令和4年10月7日(金)とし、積載実施可能時間は、平日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前8時15分から午後5時までの間とする。
- (5) 契約相手方は、契約締結後、打がら薬きょう類の安平弾薬支処からの搬出実施日を官側と調整し決定するものとする。
- (6) 打がら薬きょう類の受け渡しは、官側が準備する受領書により行う。